

○薩摩川内市地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 薩摩川内市地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第384号。以下「実施要綱」という。）に基づき、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与すること及び障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は薩摩川内市とする。ただし、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、実施要綱第5条に該当する者とする。

(事業内容等)

第4条 地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと（以下「基礎的事業」という。）に加え、本事業の強化を図るため、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型の類型を設け、下記の事業を実施する。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

なお、相談支援事業を併せて実施しているか、委託を受けていることを要件とする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（以下「小規模作業所」という。）の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。

イ このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施すること。

2 本事業の実施に当たっては、基礎的事業における職員配置は2人以上とし、うち1人は専任者とし、次のとおり職員を配置することとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業による職員のほか1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員のほか1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とする。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1人以上を常勤とする。

(申請)

第5条 障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下「申請者」という。）が、事業を利用しようとするときは、薩摩川内市地域活動支援センター利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を（地域生活支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）又は却下決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更)

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、薩摩川内市地域活動支援センター利用変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その変更をしようとする内容を審査し、事業の内容の要否を決定し、（地域生活支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第4号）又は却下決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第9条 市長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条及び第8条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 障害者等が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障害者等が死亡したとき。
- (3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、薩摩川内市地域活動支援センター利用取消通知書（様式第6号）により利用者等に通知するものとする。

(委託を受けた者の責務)

第10条 第2条の規定により委託を受けた社会福祉法人等は、この要綱の趣旨を常に念頭

に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行する。
2. 薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱第 3 条に規定する費用給付事業として、第 10 条の規定による地域生活支援給付を行うものとする。この場合において、当該事業に係るサービスに要する費用は、次のとおりとする。

地域活動支援センター事業（小規模作業所型）

サービス種別	一日当り
小規模作業所型	2, 7 6 0 円

地域活動支援センター事業（デイサービス型）

デイサービス種別	4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上	加算
デイサービス型	2, 2 5 0 円	3, 7 6 0 円	4, 8 9 0 円	入浴 4 0 0 円 送迎（片道） 5 4 0 円

附 則（平成 3 0 年 4 月 1 日）

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この施行期日の前日までに、改正前の薩摩川内市地域活動支援センター事業実施要綱の規定によりなされた申請、決定、支給その他の手続は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。